

町の第7次義援金の配分について

9月25日(金)に南三陸町災害義援金配分委員会を開催し、第7次配分基準を決定しました。

今回は、義援金残高の状況と住宅再建が進んでいる現状を踏まえ、住家被害を受けた方を対象として配分させていただきました。

義援金の振り込みについては、10月末に振り込んでおりますので、対象となる方は、ご指定の口座をご確認ください。

配分区	対象数	今回の配分額	第1次から第7次配分の合計額	
死亡または行方不明	1人当たり	824人	—	14万円
全壊	1世帯当たり	3,197世帯	4,000円	21万6千円
大規模半壊	1世帯当たり	87世帯	2,000円	11万2千円
半壊	1世帯当たり	92世帯	2,000円	11万2千円
震災孤児	1人当たり	8人	—	168万6千円
震災遺児	1世帯当たり	40人	—	47万7千円

義援金残高(9月末現在) 16,563,523円

国(日赤等義援金受付団体分)及び県(災害対策本部)の義援金配分について

7月28日(火)に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)の第7次配分基準及び県(災害対策本部)の第6次配分基準が決定されました。今回の配分基準は、次のとおりで、10月末に指定された口座へ振り込んでおりますので、対象となる方はご指定の口座をご確認ください。

支給対象	国(義援金受付団体)分		県(災害対策本部)分		
	今回の配分額	第1次から第7次配分の合計額	今回の配分額	第1次から第6次配分の合計額	
人的被害(1人当たり)	死亡・行方不明	10,000円	104万円	5,000円	16万円
	災害障害見舞金	10,000円	14万円	5,000円	11万円
住家被害(1世帯当たり)	全壊	20,000円	96万円	—	15万円
	大規模半壊	15,000円	73万円	—	10万円
	半壊	—	49万円	—	5万円
津波浸水区域における住家被害(1世帯当たり) ※上記「住家被害」に加算	全壊	5,000円	34万円	5,000円	5万円
	大規模半壊	5,000円	20万円	5,000円	4万円
	半壊	5,000円	12万円	5,000円	3万円
	仮設住宅未利用世帯	—	10万円	—	—
震災孤児(1人当たり)	—	—	—	50万円	
母子・父子世帯(1世帯当たり)	—	15万円	—	21万円	
高齢者施設・障害者施設入所者等(1人当たり)	—	15万円	—	11万円	

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。
※対象となる方で、指定口座名義人の死亡または婚姻による氏名の変更等により、義援金振込口座に変更手続きが必要な方につきましては、下記まで問い合わせ願います。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451



平成27年度

健康と長寿を祝う

敬老会

今年度の敬老会は、9月28日(月)から30日(水)までホテル観洋を会場に開催されました。今回の敬老会でも、各種団体の皆さんによるお祝いの演芸が披露されるなど、楽しいひとときを過ごしました。

なお、今年の敬老会対象者(数え年で77歳以上)は、男938人、女1,596人の合わせて2,534人となっています。



志津川地区



歌津地区



戸倉・入谷地区

